

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

規 則

○保健福祉事務所長事務委任規則……………	(人事課)	1
----------------------	-------	---

規 則

保健福祉事務所長事務委任規則をここに公布する。

平成16年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第92号

保健福祉事務所長事務委任規則

次に掲げる事務は、保健福祉事務所長に委任する。

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく次に掲げること。ただし、2支庁以上の所管区域にわたるものを除く。

ア 同法第106条第1項の規定による事業及び財産の状況の報告又は検査に関すること。

イ 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第43条の規定による事業状況の報告の受理に関すること。

(2) 民生委員の職務に関する指揮監督に関すること。

(3) 民生委員の指導訓練に関すること。

(4) 民生委員協議会を組織する区域の決定に関すること。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

子供と高齢者の交通事故を防ぐ春の全国交通安全運動

